「龍ケ崎市耐震改修促進計画」の計画期間の延長について

都市環境部都市計画課

平成28年6月

「龍ケ崎市耐震改修促進計画」の計画期間の延長について

1 計画の目的及び位置づけについて

龍ケ崎市耐震改修促進計画は、既存建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、 財産を守ることを目的として策定しました。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づく本市の耐震改修計画として策定しています。また、国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」、「茨城県耐震改修促進計画」及び「龍ケ崎市地域防災計画」との整合性を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとしています。

2 龍ケ崎市耐震改修促進計画について

龍ケ崎市では、茨城県が「茨城県耐震改修促進計画」を平成19年3月に策定したのを受け、「龍ケ崎市耐震改修促進計画」を平成21年2月に策定し、計画期間の最終年度を平成27年度として建築物の耐震化を進めてきました。

平成19年度末で,市有特定建築物及び緊急避難場所として指定している建築物の耐震 化率は,100%となっており,その他の小規模な建築物を含めた市有建築物全体につい ても,平成27年度末で計画目標をほぼ達成しています。

しかしながら民間住宅等については目標達成には至っておらず、依然として旧耐震基準 の建築物も残されている状況にあります。

計画期間内においても、平成23年3月11日の東日本大震災により市内では、一部損壊を含め、家屋の被害を受けています。

3 龍ケ崎市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

国においては、今後予想される首都直下地震の切迫性が指摘されている状況を踏まえ、 平成27年6月に国土強靱化アクションプラン2015を策定し、住宅・建築物の耐震化 率などの数値目標を平成32年度までに95%としました。

茨城県においても平成28年3月に、「茨城県耐震改修促進計画」を改定し、建築物の耐 震化率の目標を95%に設定し、計画期間についても平成32年度まで延長しております。

市においても、これまで以上に耐震化を促進する必要があることから、国及び茨城県の計画と整合を図り、計画期間を平成32年度までとして5年間延長するとともに、住宅の耐震化の目標を95%に定め、計画を進めていきます。

今回の改正は、本市計画の改正準備をする間の暫定措置として、計画が途切れないよう 期間を延長するものであり、より具体的な内容についても必要に応じて随時見直していく こととします。

4 龍ケ崎市耐震改修促進計画の期間延長の概要

(1) 計画の期間

平成20年度から平成32年度まで(現計画を5年間延長する。)

(2) 耐震化の目標

国及び茨城県計画との整合を図り、目標を設定します。

建築物の 種類	H19 年度末 の耐震化率	H27 年度末 の耐震化率	H27 年度 現計画 耐震化率の 目標		H32 年度 耐震化率 の目標
住宅	86.4%	88.2% (推計値)	90.0%	→	95.0%
市有の 建築物	89.3%	98.5%	100.0%		100.0%

※市有建築物については、特定建築物と小規模な建築物を含めた数値。(特定建築物とは、耐震改修促進法施行令に 定められた特定建築物を指します。耐震化率を求めるため、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築 物を含めたものを「特定建築物等」と呼ぶこととしています。)

(3) 耐震診断・改修の促進を図るための施策

現行計画の各施策を継続して実施します。

基本方針及び主な施策の内容は、次のとおりとします。

- ①基本的な取組方針
 - ○建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全を確保する ことを原則とします。
 - ○本市は、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な情報提供や技術的・財政的 支援を行います。
 - ○本市有の建築物については、耐震改修等の事業を進めるとともに、定期的に目標を 検証し、着実な事業推進を図ります。
- ②具体的な支援策
 - ○木造住宅の耐震化に対する支援を行います。
- ③安心して耐震改修を行うための環境整備
 - ○耐震診断マニュアルにより、木造住宅耐震診断事業を実施します。
 - ○耐震診断士のリストを公開します。
 - ○相談窓口の設置・情報提供・環境づくり等により、建物の所有者を支援します。

- ○建築物の所有者に対する講習会を開催します。
- ○パンフレット等の作成・配布,ホームページ等を利用し,情報を提供します。
- ④計画期間延長による効果
 - ○促進計画を継続することにより耐震化率向上を目指し、地震に強いまちづくりの実 現を図ります。
 - ○国が推進する建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく各施策及び, 茨城県耐震改修促進計画と連携した施策に継続して取り組むことにより耐震化率向上を図ります。